

平成29年（行ウ）第232号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 ■■■■■外1名

被告 国分寺市長 ■■■■■

証拠説明書（5）

平成30年12月 7日

東京地方裁判所 民事第51部2D係 御 中

原告

同

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。（甲45号～甲51号）

記

| 号証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立 証 趣 旨 | 備考 | |
|-----|----------------------------|------------|----------|----------------|--|-----------------|
| 甲45 | 市制施行50周年記念刊行物「国分寺市の今昔」（抜粋） | 写し | H27.2.10 | 国分寺市・国分寺市教育委員会 | 初代市長、9代議長、副市長（ブログ樋口氏）らの在任時期 星野と島田商事とのあいだに古い縁があること | 奥付含む全4枚 頁番なし |
| 甲46 | 公文書非公開決定通知書 | 写し | H29.5.1 | 国分寺市 | 被告が提出した「国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業に伴う事業手法等調査検討業務委託に係る補助業務報告書（案）」（乙19号証）は、平成19年3月作成のものであり、営業妨害後の文書で証拠能力がないこと 本件図書館条例を成立させる以前に、被告国分寺市はコンサルタントに影響評価の調査は依頼していなかったことを証す | |

| 号証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立 証 趣 旨 | 備考 | |
|-------|----------------------------------|------------|----------|---------|---|-----------------------|
| 甲 4 7 | 調停申立書 | 写し | H19.3.8 | 原審原告ら | 原審原告は再開発事業へ協力をする立場であると考え、当初は話し合いによる解決のため、和解の申立をしていたこと | |
| 甲 4 8 | 答弁書 | 写し | H19.6.8 | 国分寺市 | 原審原告の調停申立に対して国分寺市はこれに応じず、拒否したこと 市は本件調停申立まで当該島田商事らの契約内容を知らないまま、「補償費が増大する」と理由付けて執行をしていたこと | |
| 甲 4 9 | 平成 22 年第 2 回定例会 (第 8 日) 議事録 (抜粋) | 写し | H22.6.7 | 国分寺市議会 | 前市長星野の執行能力と不備、減俸処分の多さなど、日常的に議会から追求されていること 過去の本件再開発についても示唆され、いくつもの政策判断のミスが重なってきたと、国分寺駅北口再開発事業についての星野の執行への認識が示されていること | 傍証 該当部前半、 網下線原告 |
| 甲 5 0 | 平成 22 年第 2 回定例会 (第 8 日) 議事録 (抜粋) | 写し | 同 | 同上 | 北口再開発事業が大幅変更された後も星野による執行のミスや不手際、混乱が続いていること 議員に星野が市長の座に「居座る」との認識が示されていること 星野は「立ち行かなくなる」などとして短絡的な行動に出がちであると指摘されていること 星野の軽率さへの不満が議会にはあること | 傍証 該当部後半、 網下線原告 |
| 甲 5 1 | 平成 17 年第 3 回定例会 (第 4 日) (抜粋) | 写し | H17.9.12 | 国分寺市議会 | 本件営業妨害事件の前、就任からの一期四年、前市長星野の執行はおぼつかないものだったこと すでに多くの減俸処分が行なわれていたこと 議会の審議権を奪うとの警戒が表明されていたこと | 傍証 該当部、 網下線原告 |

以 上